

■ 軽自動車税（種別割）の納期限は5月31日（金）です

① 軽自動車税（種別割）の減免

障がいのある方で一定の要件に該当する場合は、申請により軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。要件については、税務出納課町民税係にお問い合わせください。

また、軽自動車税（種別割）の減免は毎年申請が必要です。昨年から引き続き減免を受けられる方も、期間内に再度申請をしてください。申請されない場合は、減免を受けられなくなります。

● **申請期間** 納付書が届いた日～5月31日（金）

※納期限まで

● **申請場所** 税務出納課町民税係

● **申請の際に持参いただくもの**

① 申請者の個人番号がわかるもの、または身体障害者手帳など障がい状態がわかるもの

② 免許証

③ 軽自動車税（種別割）の納付書または納税通知書

※家族が運転する場合は、運転する方の免許証も持ちください。

② 軽自動車税（種別割）を口座振替される方

軽自動車税（種別割）を口座振替で納められた方の車検時に必要な納税証明書は6月中旬に発送します。ただし、発送までの間に車検を受けられる方には随時発行します。引き落としの確認時間を短くするため、引き落としの確認ができる預金通帳を記帳してご持参のうえ、税務出納課町民税係までおいでください。

③ 軽自動車税（種別割）を納付書で納付される方へ

納付書の右端が、車検時に必要な「軽自動車（種別割）納税証明書（継続検査用）」になりますので、車検のある方はなくさないように注意してください。

万が一なくされた場合は、税務出納課町民税係で再発行できますので、納付が確認できるもの（領収書など）をご持参のうえ、おいでください。（町で納付の確認ができるまで、納付された場所が金融機関の場合2～7日程度、コンビニエンスストア・スマホ決済の場合は2～3週間程度かかります。）

※軽自動車の車検のためにすぐに納税証明書が必要な方は、スマホ決済は利用せずに、納付書裏面に記載の納付場所の窓口で納めてください。

個人住民税の定額減税について

令和6年度税制改正により、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。個人住民税の定額減税についてお知らせします。

対象となる方

前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

※2 同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法 (令和6年度分)

① 給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

② 普通徴収（事業所得者等の方）

③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

○ 減税額については、納税通知書の裏面または特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。

○ 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。

○ 減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。

所得税の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください▶
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)



令和6年度の軽自動車税（種別割）の税額（年額）について



原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車

車種区分		令和5年度 税額（年額）
原動機付自転車	50 cc以下	2,000 円
	50 cc超 90 cc以下	2,000 円
	90 cc超 125 cc以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
	特定原付 0.6kw 以下 （電動キックボード）	2,000 円
軽二輪車（125 cc超 250 cc以下）		3,600 円
二輪の小型自動車（250cc超）		6,000 円
専ら雪上を走行するもの		3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400 円
	その他のもの	5,900 円



三輪および四輪以上の軽自動車

車種区分			税額（年額）			
			(1)	(2)	(3)	
軽自動車	三輪		4,600 円	3,100 円	3,900 円	
	四輪以上	乗用	営業用	8,200 円	5,500 円	6,900 円
			自家用	12,900 円	7,200 円	10,800 円
	貨物用	営業用	4,500 円	3,000 円	3,800 円	
		自家用	6,000 円	4,000 円	5,000 円	

(1) 最初の新規検査から13年を経過した車両（重課税率「環境にやさしい「グリーン化」を推進するため、環境負荷が他に比べて大きいと考えられる車両に対する税率のこと」適用車。）

※令和6年度は、最初の新規検査年月が平成23年3月31日以前の車両が重課税率の対象

(2) 平成27年3月までに最初の新規検査を受けた、重課税率が適用されない車両（電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリンハイブリッドの車両および被けん引車が適用されない車両）

(3) 平成27年4月以降に最初の新規検査を受けた車両

〔グリーン化特例（軽課税率）について〕

令和5年度中（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）に最初の新規検査を受けた車両で、次の基準を満たすものについて、令和6年度分に限り軽自動車税（種別割）を軽減する特例措置が適用されます。

●対象車

(ア) 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車
（平成21年度排出ガス10%以上低減または平成30年排出ガス規制適合車）

(イ) 営業用乗用：令和2年度燃費基準+30%達成車

(ウ) 営業用乗用：令和2年度燃費基準+10%達成車

※(イ)(ウ)については、内燃機関の燃料が揮発油（ガソリン）の軽自動車に限ります。また、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

※燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

※令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いをします。

車種区分			税額（年額）			
			(ア) おおむね 75%軽減	(イ) おおむね 50%軽減	(ウ) おおむね 25%軽減	
軽自動車	三輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円	
	四輪以上	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
			自家用	2,700 円	対象外	対象外
	貨物用	営業用	1,000 円	対象外	対象外	
		自家用	1,300 円	対象外	対象外	

令和6年度の所得証明および課税証明書などの発行開始日

【特別徴収の方】 5月15日（水）

給与所得者の方の納税方法で、年税額を12回（6月から翌年5月まで）に分け、会社など（特別徴収義務者）が月々の給与から天引きで徴収し納税していただく方

【普通徴収の方】 6月14日（金）※年金特別徴収の方を含む

① 自営業者の方などの納税方法で、年税額を4期（納期限は、7月1日（月）、9月2日（月）、10月31日（木）、12月27日（金））に分けて自分で納税していただく方

② 年金特別徴収の方…年金所得者で年金からの天引きで納税していただく方

令和6年度の所得証明書には令和5年中の所得、課税および非課税証明書などには令和5年中の所得に対する課税額が記載されます。

※令和6年1月1日現在、白鷹町に住所のある方で所得の申告がある方に発行できます。

※所得の申告がない場合は別途申告書の提出が必要となります。（税務出納課へ申告書を提出してください。）